

内閣府 再検討要請

整理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
2	B	地方に対する規制緩和	国・県・福祉	支給認定証の任意交付 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する時認定証は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3機関利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまだ少ない。子ども・子育て支援新制度と事業者の関係が定まるために、実際の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要があるが極めて低い。 また、子ども・子育て支援新制度23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返却する必要があるが、その使用頻度の少なからず、保護者が変更前の認定証を保持している場合が多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実情把握と家情やタイムラグが生じている。変更前の支給認定証の交付を待たず自治体と事業者間で調整を行うことになる。結果、送戻後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意義が薄い。 よって、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付する任意型交付の制度としてほしい。	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	子ども・子育て支援法第23条、第5条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	倉敷市			<ul style="list-style-type: none"> 〇子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定区分、保育の必要の事項及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することになっている。 〇支給認定証の交付により、保護者はその所在地における加齢小児発達支援等との認定区分等を把握することできる。市町村として当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明など(教育・保育給付の不正支給を防ぐこと)ができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の観点から、プログラムの取止の観点から必要なのであるが、現行に対する対応は困難である。 〇また、支給事例に示されている事例のうち、3号認定から4号認定への変更については、支給認定証及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっていただく必要がある。 〇加えて、今回の提案を踏まえ新たな事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認めること明確化し、そのPFA等によりおこなうこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>現在の保育サービス利用については、介護保険制度のように「デイサービスやショートステイなど」複数のサービス・事業所を組み合わせて利用する形勢にはなっておらず、事業所への入所園数は市町村が行い、保護者と事業者との間で利用内容等を双方で確認しているため、認定証の必要性は感じられない。</p> <p>実際に保育所等を利用する際には、事業所と保護者との間で協議(確認)がなされていることから、保護者の就労状況、昼・送迎時刻等について把握ができており、認定証がなくても支障が出ていない。</p> <p>また、保育の必要の変更に伴い、変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ、新たな支給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は紛失等で返還されていない。</p> <p>よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各自自治体の運用上、任意交付することで三者の事務軽減が図られるものとして認識するものである。</p> <p>なお、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことだが、利用者の状況を把握している事業所等で経ね就労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>子ども子育て支援法において、保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするために、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けているが、保護者の就労形態がパートタイムやフルタイムという違いは保育の就労時間数だけで保育の必要を判断することは難しく、通勤時間、残業の有無や残業回数、勤務シフトの変更等により、保育所等が設定している基本保育時間と合致するかなど、個別の事情についての判断を行わなければならない。突発的に「保育短時間」を超えた場合、それが頻りに起り得る可能性の増大を市町村に求められ、市町村、事業者、保護者にも事務的な負担が生じることになる。</p> <p>また、保護者が「保育標準時間」又は「保育短時間」を定めて利用できる仕組みとなっているが、介護保険制度のように、サービスやショートステイなど複数のサービスを組み合わせて利用できる制度であれば、保護者がサービスの選択を行うのは容易であるが、現状では保育所、幼稚園、認定こども園等から単一の施設を選択・利用していることから、「保育標準時間」が「保育短時間」の設定自体が状況に合わせておらず、保護者においても限りなく「分」による保育料に大きな差がないことから、統一しても大きな問題とはならない。</p> <p>あわせて、子ども子育て支援制度の理念に反するとの指摘があるが、認定区分を統一したとしても、保育サービスを利用できるのは、保護者が就業等により保育を必要とする期間内であるため、同等理念に反するものではないと考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども子育て支援新制度の理念に反するところがあるが、新制度開始の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況であり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直しを促す。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供するものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や定員の増強の受け入れを図ることも考えられる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村によって異なる負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>併せて、必ずしも事務負担の軽減のための区分の設定だけでなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の数を拡大させるべきではない。</p>	
意見なし		<p>【神奈川県】 地方再生推進交付金や地域再生計画などの地域再生法に関連する手続きについて、「今後とも、個別の運用について暫定的な対応をしていく」とされているとともに、年度別推進計画の地方再生推進交付金については、「年度開始前に交付決定までのスケジュール(申請時期、交付決定時期等)を示す」とされており詳細するが、より一層の手続きの簡略化などについて、さらなる検討を求めらる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>地方総合戦略は、地域の現状や将来像、計画期間における施策等を記載しており、地域再生に基づき、地域再生の目標や事業を定める地域再生計画と関連するものである。そのため、地方創生推進交付金の申請にあり、地域再生計画を前提とすべきではなく、地域再生計画を地方総合戦略に転入すべきである。</p> <p>また、地方総合戦略が地域再生計画として内閣府認定を受ける必要性は認められ、地方総合戦略は、5年間の基本的方向等を示すものであり、改訂することはほとんどなく、内閣府や関係省庁の協議の必要性は少ない。</p> <p>なお、現状どおり、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば、地域再生計画と事業実施計画を1本化するということについても検討いただきたい。</p>		<p>【神奈川県】 地方創生推進交付金について、法に基づく財政支援であることから、一定の提出資料が必要となることは理解するが、地域再生計画や内閣府認定申請を伴うこと自体が過度な負担にならないように、引き続き事務の簡素化の検討を求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
<p>地方創生推進交付金は、地方総合戦略に基づき事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、条件や制約は極力排除していただきたい。</p> <p>したがって、先駆タイプについて、申請要件を緩和していただきたいに加え、さらに、地方自治体単独の事業でも先駆タイプとして認めていただくようお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 県府からの回答が「提案どおり要件を緩和した」となっているが、改正内容の周知を徹底すべきである。</p>		
<p>保育標準時間及び保育短時間について 従来の保育制度では、保育は、保護者が必要とする範囲で利用する意識が定着していたが、子ども、子育て支援新制度では、保育標準時間及び保育短時間の区分により、時間(保育必要量)に対する給付(保育料)の概念が生じ、保育を利用する権利の保障が助長され、保育標準では、公平性の確保のため登降園の時間を厳格に管理するなど新たな負担が発生している。</p> <p>保育必要量の区分の統一は、保護者や保育士の負担軽減と合わせ、必要な範囲で保育を利用する権利を確保する効果も期待される。また、従来の保育の必要性に応じて時間(保育短時間)の利用ができるため、保育サービスの選択幅に影響はない。</p> <p>なお、自治体別(FAO区分)は(FAO区分)で示されているように、1か月の総労働時間が(120時間未満)であっても、適切な利用のもと保育標準時間の利用が可能であることから、保育必要量の区分統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めるものである。</p> <p>支給認定について 教育・保育の実態には、子どもや家庭に関する情報が重要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで保育・保育料を利用することは困難である。</p> <p>不正支給については、日々登園する子どもや送迎する保護者の確認が防止が可能であり、認定区分等に係る情報確認は、保護者においては入所承諾通知や保育料納入通知で可能であり、施設においては、利用履歴の管理で対応可能であり、支給認定証の機能は限定される。</p> <p>一方、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の提示を求めなければならないが、保護者や施設の実態に合わせた対応が必要である。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に照し、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども、子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増しているのではない。</p> <p>このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスの提供が可能となるものである。</p> <p>例えば、労働時間が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの直に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを促されるようになると考えられる。</p> <p>これは、取付の保育制度の中で、保育料の算定に際し、入居の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余力のある市町村では、短時間の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけでなく、地域の実態に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の取組を拡大させるべきではない。</p>			

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>○保護者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々であり、また、就労時間帯も早朝や日中、夜間など多岐にわたっている。</p> <p>「育児短時間勤務」の長時間の時間短縮認定は、市町村が行うこととされており、本市は午前時から午後5時までとしている。</p> <p>例えば就労時間帯が午前8時から午前12時までの4時間の場合は「保育短時間認定」となり、就労時間帯が午前10時から午後4時までの6時間の場合は「保育短時間認定」となり、保育の利用時間数と認定区分が逆転し、逆転することで保護者間の不公平が生じる。</p> <p>また、保育料の認定についても、認定区分で8時間の差があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことも保護者の不公平感を増している。</p> <p>○回答の内容は、上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものであり、保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に依り、子どもの健全な育成を促す観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難との内容であるが、子ども・子育て支援新制度実施後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に依り、子どもの健全な育成を促す観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、新制度実施後の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低いことにより、保護費、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと懸念を表明していること、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直しを要していること、</p> <p>○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供するものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる保育料の受け入れを図ることが可能となる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村によって異なる程度のものでないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせて保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>定めて、必ずしも事務負担の軽減のための区分の区分を停止という観点だけでなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではない。</p>		
<p>現行の地方独立行政法人法第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を経営することが認められているものと認識している。</p> <p>その上で、貴府県の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼児連携型認定こども園を運営してもらうことは、認定こども園の運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当府では民間法人が希少であることにより、実態が生じているという状況がある。</p> <p>「市町村と民間法人とが協定を結ぶこと」によって、市町村がその運営に一定の責任を果たすところがあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に即して一定の実行責任を担うことも可能であると考える。</p> <p>その上で、改めて公私連携型幼児連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについては検討したい。</p> <p>また、民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。</p>							
<p>子育て支援で述べたとおり、当府においては、民間法人が希少であることにより、支援が生じている状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼児連携型認定こども園を運営し、継続的に運営できる体制整備等様々な観点のうち、具体的にどのような観点で地方独立行政法人が不適当なのかお示しいただきたい。</p>							
<p>地域の実態に適した教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが各種的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。</p>				<p>【全国知事会】 幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。</p> <p>それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務短時間制によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。</p> <p>保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の待機児童数や今後の保育需要等を踏まえ、自主的に申請していることから、住民に身近な市町村において効率的、主体的な保育施策の実現が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。</p> <p>【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>			
<p>事業始期特別制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、窓口一本による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり、保育の受け皿確保へと繋がると考え、法令により中核市を第一、一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。</p>		<p>【神奈川県】 幼児連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。</p>		<p>【全国知事会】 これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。</p> <p>それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務短時間制によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととする。</p> <p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、十分に検討すること、 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>			

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
<p>見解</p> <p>全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進され、保育の受け皿確保へと繋がることが、早期に稼働稼働が実現されるよう検討していただきたい。</p>	<p>見解</p> <p>---</p>	<p>【全国知事会】 指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の推進作業と市町村の役割分担を見直すこととするべき。</p> <p>【全国市長会】 中核市への移譲については、手厚げ方式も念めた検討を求める。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>各府県からの回答にあるとおり、住居基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとり、具体的な認定の審査等が認められるとの認識しているが、届出における履歴事例にもあるとおり住基本台帳を配賦する方法による情報の漏洩は、自治体の現状等に即してならず、費用の面から現実的ではない。</p> <p>市町村の稼働の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基本台帳の追加配賦に係らない形での情報連携が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。</p>	<p>【静岡県】 静岡県では、住基本台帳の利用について、容易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによる運用を行う方針であるため、住基本台帳の活用は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基本台帳を利用する。その結果、他府県に比べての稼働の遅れや稼働結果データの遅延リスクの課題が挙げられる。また、他業務と共用で住基本台帳を利用することで遅延や、経費受給者証更新時期は多くの時間を要しや電話対応に費やすことを見ても、患者情報を必要とする経費削減において住基本台帳で稼働を行うことは難しいと考える。</p>	<p>【全国市長会】 届出が混雑することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>本県では、地域活動の場としての役割が期待できる認定NPO法人や指定NPO法人を確保することが重要であるとの認識から、単独の取組として、認定NPO法人や指定NPO法人の取得を目指す内NPO法人を対象とした支援事業を実施している。</p> <p>また、指定NPO法人の取組においては、認定NPO法人よりもPST事業を組織し、取組しやすいう条件を整えているにもかかわらず、現在、0.7ある認定NPO法人のうち、多額指定NPO法人は1.0法人にとどまっている。</p> <p>申請件数が伸び悩んでいる大きな要因として、手続きに時間がかかることが挙げられ、一つは、そのスピードアップを阻んでいるという意図から今回の取組を行ったことである。</p> <p>指定の内入については、その申請し、所管部署の作業と認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。</p> <p>しかし、指定NPO法人の名称・所在地の取組については、議会の議決を経る条件で賛同・委任することによって賛同団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。</p>	<p>【神奈川県】 内閣府の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を要した(地方税法第37条の2第1項第4号の指定)より対象となる寄附金を交付するに限定し、認定NPO法人を指定するなどの基準、申請等認定の事例に即し指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を提出していることから、適正に運用されていると考えている。</p> <p>現状では、法人の主たる事務所の住所変更も条例改正のため議会の議決を求めなければならないが、議会は本業、政策的判断を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることにはなじまないと考えられることから、取組継続については、改善を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>申請期間の確保のみならず、幼保連携認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画・進捗が生じることのないよう、年度当初に交付要件や年間スケジュール等を発出するとともに、専任労働者や文書管理のスケジュールや手厚等について、実情が及びよう調整を図られた。</p> <p>また、手厚措置については、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの併発する事項が認められなくなったという、十分な事例の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていただきたい。</p>	<p>【栃木県】 *現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)・認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助があるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も念めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。</p> <p>*上記各補助制については、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき一方の補助においては対象経費として認められる経費が地方の補助では対象経費として認められない等が見られるため、これについて統一した基準としていただきたい。</p> <p>*申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大いため、平成29年度分については、早期に示していただきたい。</p> <p>*支費制に取組む場合、各補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係者間で調整を図っていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>本市は、業務者が相互に施設後児童支援員研修や子育て支援員研修を受講して賃を確保でき、同一層で定数が確保されることと保護者の安心にも資すると考える。</p> <p>また、特別保育事業の実施について(平成12年3月29日児発第241号厚生省児童家庭局長通知)で、別法1(延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基金整備事業他案第3)(2)で対象施設について専任に定員が生じない範囲内で施設後児童支援員(保育士が労働者により選任期間にない小学校1年生から3年生の児童をいう。)を対象とすることができるとあり、別法5(保育所地域活動事業他案第1)中で、応答者の地域に開かれた社会資源としての機能を活用するための小学校後児童支援員(保育士)について小学校後児童支援員(1年生から3年生程度)と一層業務の場を活用して専任確保を促す。当該児童の適切な処遇、安全の確保を図る。』として、以前は補助する事業が実施されており、本市では当該事業を申請し実施しているが、平成15年度以降、事業は発生していない。</p> <p>さらに、特別保育事業の実施について(取組)について(国保第9号平成15年3月31日付)1(4)で「実施要綱において、1歳に定員が生じない範囲内で施設後児童を対象とすることができるとされているが、通常の対象児童に対する処遇に支障なくかつ、施設後児童が、昼間の時間帯において延長保育施設併設保育所同一施設内又は同一施設内で実施する施設後児童クラブを利用している場合には、施設後児童についても適切な処遇が確保されるものを対象とする。」とあり、適切な処遇を確保した上で、両サービスを実施することは可能と考える。</p>	<p>---</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案を十分に留意されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とする。</p>	<p>○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と施設後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があることは必ずしも言えないのではないか、どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないか。</p> <p>○(対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で、職員の合理的な配置、同一の場面で運営することによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地がある。</p>	<p>---</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>大規模災害時において、被災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する可能性がある。一般の避難所に避難し混乱した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの体制、受け入れなどの課題などを行うため、相当数の福祉専門職が集中的に必要となる。</p> <p>災害救助法に基づく応急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災者により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることは、東日本大震災災害の経験からも明らかである。避難後、直ちに福祉的支援を行うことにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者個々の状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生活の危機にもさらされない緊急な心身の機能の低下を防ぐ観点から、一層も強い対応が必要である。</p> <p>被災後から継続的な福祉的支援につながるまでの緊急的な対応が必要とされる期間(被災した自宅等→一般の避難所及び福祉避難所から長期の定住を行う福祉施設へ移行するまで)における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けるとともに、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。</p>		<p>【北海道】</p> <p>「福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の補償協議などなく迅速な派遣が可能となる。」</p> <p>「災害救助法における応急救助は、医師等という制約があるが、東日本大震災でも熊本県でも、災害発生の際、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が发出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要なのは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。」</p> <p>【静岡県】</p> <p>本稿においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため、仕組みづくりに留意している。</p> <p>また、災害が発生した時点で福祉人材派遣を行いたくとも費用負担が発生するかどうか不明なため、事態に派遣を決定することができないと想定される。</p> <p>現行制度下での対応の可否ではなく、災害救助法上の「福祉」の明確化についての回答を内閣府に求める。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府県からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事業関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管府県からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>被災直後から刻々と変化する要配慮者の状態に応じて、一般の避難所から福祉避難所への移送や、福祉施設への緊急入所などの体制を整えるなど継続的な福祉的支援を行う必要があるが、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみでは、一時的に増大するこれらの福祉的支援に対応することは困難である。</p> <p>また、被災地以外からの福祉専門職の派遣・受け入れに関する全国的なルールが無い中で、被災自治体自らがこうした調整を行うことも困難である。</p> <p>よって、被災地等へ必要な福祉的支援を迅速に行うことができるよう、災害派遣福祉チームを制度化し、大規模災害時に増大する福祉的支援に対応する福祉専門職を都道府県間で派遣・調整する全国的なシステムを構築することが必要であると考え提案したところであるので、再検討を求める。</p>		<p>【静岡県】</p> <p>現状、広域での支援体制構築が都道府県に委ねられているため、都道府県を越えた派遣・受け入れを行うことが困難であり、国としての全国統一のルールを検討することが必要であると考える。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>現行制度下においての対応の可否だけでなく、全国的な制約の要否についての内閣府の意見を求める。</p> <p>【物産部】</p> <p>現行制度において国が地方公共団体に対して災害派遣福祉チームについての規制をかけているものでないことは承知しているが、制度化や派遣・調整のシステムについては国の協力・支援が必要と考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府県からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事業関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管府県からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者(事業者)等が内閣府となっているため、業務効率化の観点から、認可対象の範囲を併せての移譲を検討いただきたい。</p>		<p>【福島県】</p> <p>認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>認可、認定等によって、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにするべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>第28条(情報の提供)に関し、所管府県からの回答が現行規定により対応可能となっており、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。</p> <p>中核市への移譲については手挙げ方式も言及した検討を求める。</p>		
<p>全国同様、本府においても特異現象が発生しており、その解消に向けて、施設、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善等の課題は残っている。このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、前年度のアンケート調査においても、7割超える保育士が給与改善を求めている。保育所前での保育士等の確保や児童定数の観点から、保育士等に、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えるため、制度見直しの際念頭に置いた。実現に向け、速やかに結論を得ようお願ひしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>中核市への移譲については、積極的な検討を求める。</p>		<p>○子ども子育て会議に限りつつ対応を検討することだが、年末の閣議決定に関し合うよう、并合し調整していただけない。</p> <p>○また、子ども子育て会議において案件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。</p>
<p>本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別窓、市県等間で情報連携を確保する必要があるため、相違の理由が他の職種よりも大きく、住民サービス面において不平等である。</p> <p>また、経済的に困難な家庭に派遣先がある子どもたちへの就労支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討したい。</p> <p>なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願ひたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>北海道では、当該事項に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>園長が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府県と相談しながら対応について検討していきたいとの発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>【療育手帳について】 平成28年3月8日の「障害保険補償関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係府庁と調整しているところであり、その検討状況については遠くまで連絡する」とある。 地方公共団体や関係府庁から「マインパー法の準備期間等を考慮すると今年中には締結を公共団体や関係府庁からマインパー法の準備期間等を考慮すると今年中には締結を公共団体や関係府庁からマインパー法の準備期間等に間に合わないため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。」</p> <p>【外国人保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様な社会保険・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つとなっている。 同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係府庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係府庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府庁で調整のうえ明確な回答を承知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくにはあり得るとの回答があったことである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マインパー法に位置付けて情報連携の対象とする方針について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 療育手帳関係情報については、マインパー法の規定を根拠として、主務省庁を早急に調整すべきではない。 また、事務処理上の必要性や法定事務に違事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないが、そのため必要な制度変更を検討すべきではない。 これらの点について関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>当該事務について市町村長税務所併設を基準とすることについては、引き続き、関係府庁との協議を行うべきである。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（平成28年5月）第3章第2節(3)において、「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができると認められる場合には、現在の地方税法上の申告書の運用を踏まえ、利用事務の取扱方法については、本人の行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護されるべきであるとされる場合、b)利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限り、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようにしていただきたい。」</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、提案団体の意向とその他の市町村で運用する市町村長税務所併設の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村長税にできないという点については、関係府庁との協議の上で、必要な制度変更の検討を行っていただく旨の回答があったことであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マインパー法に根拠規定が置かれていないことから、主務省庁を早急に調整すべきではない。 また、事務処理上の必要性や法定事務に違事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないが、そのため必要な制度変更を検討すべきではない。 これらの点について関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>府長の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が有効であるかについて、各府県から個人情報保護委員会に対して調査を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に含笑しない整理されたため、情報連携の利用が可能なという回答があったことと考える。このような結果を踏まえた上で再検討願いたい。 また、内閣府におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の審査に目的に照らすの可否の判断から見て、収入の上限にのみ情報連携があるわけではなく、おおむね公営住宅の審査に照らすの可否の判断を総合的な視点で地方公共団体に相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったことである。このため、整理がされている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるものについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急にめるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者、上層の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、否定的に整理すれば、結果的に一定の階層で対象者になり得るとも、個人情報保護委員会が示しているQ&A（独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していない）には照れない、この趣旨の発言があったことである。これを受け、本府提案の実現に向けて、整理がされている収入階層を、必要性に準ずる対象者とすると、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするとのいずれかが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急にめるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の意向に対して向けスケジュールを整理した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。</p>				<p>【全国市長会】 府県からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には平準補助とする制度となっており、生活保護の役割を担うことが必要となっているため、受益者申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡充することが必要と考える。 また、申請者すべての申請段階で実施している「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給対象に差を設けており、給付申請書の添付書類として生活保護世帯等については生活保護給付証明書の提出を求めているが、生活保護関係情報を入力することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護給付証明書を添付することを求めることは、国民の権利を尊重することに資しないため、子ども給付金の申請として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考える。 なお、法定事務である高等学校等就学支援金事業においても、生活保護給付証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされておりますが、生活保護関係情報を入力することができれば、市町村長税務所併設を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。</p>				<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助率および法定事務である高等学校等就学支援金事業の国の事務処理要項が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である奨学給付金を所管する地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報等、マインパー法制度における情報連携により入手できないこと、異なる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護委員会の意見を踏まえ、関係府庁において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>・現行の制度のもとでは、都市部と地方、また地方でも人口の多いところと少ないところで子育て環境に大きな差があるなど、調査への対応の地域格差が大きいのが現状である。本県の調査は、適切な実施時期を行うことと地域の格差を減らす、極めて有効な手段であると考えている。</p> <p>・保育の質の低下を懸念されているところであるが、本県の提議はファミリーサポート会をオンライン上で運営することで、より「見守りの密度」を高めることとなり、かつ幼児保育施設で保育が行われるため、保育の質を確保することは十分可能と考えている。</p> <p>・本県においては、保育の質を確保するための、子育てについて情報収集イベントの企画に、独自の土壌調査(7.5時間)を行うこととしており、実質的な質の向上に努力していることをご考慮願いたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体である兵庫県・徳島県の幼児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における信馬・淡路・西播磨地域、徳島県における員弁・喜多郡域といった地方部において、その実施が滞りつつある状況がある。幼児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提として、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。</p> <p>○ 一般的な保育所における保育と比較して、幼児保育事業において保育士に求められる役割を踏まえ、その上で、看護師やファミリーサポートセンター会員がその役割を果たすために不足している質員について、説明すべきではないか。</p> <p>○ その上で、看護師やファミリーサポートセンター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がない検討すべきではないか。</p> <p>○ ファミリーサポートセンター事業については、平成21年度より横浜・横浜市の預かりを実施するなど、そのサービス提供体制の整備の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように県民生活に不可欠なサービスを定額で提供するが、子育て支援員活動の定額を促進することによって、幼児保育事業におけるファミリーサポートセンター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないかと。</p>		
<p>本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。</p> <p>そもそも、当該調査を実施は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような公益財団法人がマイナンバー情報を利用できないのは法上の不平等である。そのため、本県は善悪別表第1及び別表第2に当該事業者を公益財団法人を指定することを提案している。</p> <p>それが不平等な理由であるとして、各府県において、マイナンバー取得義務を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員以上の身分を有する以上の特給給付が認められている場合は、実質的に同等である場合と判断でき、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等に基づいて、事務の移管・委託をした場合でも移管先等個人番号の利用及び情報連携ができるよう立法を主張したい。</p> <p>なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の調査事業等について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と規定することで可能であると考えている。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク軽減等の留意が必要。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があるが、当該事務の所管府庁と情報提供する事務の所管府庁が異なる場合は、制約点という点により異なるとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府庁において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整備を進めていただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで当該主体が確定していることである。しかしながら、公益財団法人には必要な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に対する公益提供は法律上の仕組みであるため、主体として明確なものであり、また、公益財団法人について一般的に広く、条件を付けて簡定的に決定することもあり得るものではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>		
<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、単独以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事例に指定管理者制度を導入しており、公益性の管理運営として今後も大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理運営については、業務処理の件数が非常に多いという特性があるが、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を確保する必要があるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を経なければならないもの。</p> <p>その上、その主体は明確になっていないと考える。</p>		<p>【八尾市】</p> <p>指定管理者はその主体が明確でないことご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じたことにより、その主体の明確性は担保されていると見られます。</p> <p>さらに、同条例の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなっており、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理運営を委任することに関する責任を負担する指定するよう結果が厳格に定められています。</p> <p>また、個人情報取扱法に必要事項を講じた上で、条例で定めることととも、個人情報取扱法に必要事項を指定管理者との間で締結する指定に盛り込む事項の措置が行われていることを踏まえて、情報連携ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定することにより、その適切さを担保することができるものと考えます。</p> <p>【案理】</p> <p>指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の議決を経なければならないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を経なければならないもの。既に指定管理者職員は、個人情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要システム導入を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク軽減等の留意が必要。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該主体が確定していることから、国民の目から見たら法律のレベルでは指定がマイナンバーを利用していることが不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法律に規定して指定されるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体を委託を受けた事務の範囲は明確になっているのではないかと。</p> <p>また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているため情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないため情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、異動の人名等では公表される範囲でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間では法人名の特定制において根本的な差異があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的条件が平等でないということは問題ではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府庁において早急に検討いただきたい。</p>		
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、関係の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責に於いて、ウェブサイト上で提供されているマイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けようとする必要がある。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立って、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に指定主体となり費用負担を求め、後継セキュリティを確保するために必要システム導入を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>全国知事会の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体職員がシステム構築の管理・実施しており、当該職員からのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの初期の導入は地方公共団体職員システム構築が判断する事項であることと地方公共団体向けに明確に示すべきではないかと。</p> <p>また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度に必要事項を講じた上で情報連携を利用する場合には当該中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないかと。</p> <p>これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加内閣提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	見解			
<p>本人確認の指図として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要とあるが、写真付の1枚写しで良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。</p> <p>また、写真無しの書類では、念のため提示であり、裏面に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが生である。よって、通知カード上の住所が真正である必要はなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p> <p>また、通知カードのみ住所変更がされている、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更してあるが、通知カードは変更されていないというケースも確認されている。</p> <p>通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日だけでなく、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の指図が異なることによる混乱をさけるためにも、氏名・住所での確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p>	<p>【柏市】</p> <p>通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所との不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所確認の確信により対応が可能である。顔写真の入っている運転免許証、パスポートを本人確認書類として使用する場合でも、パスポートは自分で住所の書き換えが可能であることから、住所地の証明としては不整合であり、運転免許証も住所変更手続きを行っていないれば、通知カードに記載の住所と不整合は起こりてしまう。その場合でも、氏名・生年月日で照合することとなるため問題はない。</p> <p>住所と異なる、生年月日は不変であり、本人確認の指図としては、より正確性の高い情報であることから、照合の際は、氏名・生年月日の組み合わせを優先させることで、照合のケースは対応が可能である。(例: 司法書士事務所員(各3項)に亦本人確認書類(保険証、年金手帳等)に加え、住民票や印鑑登録証等も氏名、生年月日は記載されている。)</p> <p>総務省が想定する、住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名・生年月日が入っているものを優先して提示するよう求めることと合わせて、社内に同種職員が生年月日でも照合する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不一致は不問とすることで、この問題は解決すると考える。</p> <p>これらの措置により、通知カードの記載の大半は不要となり、市民の持ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないかと判断している。</p> <p>個人番号利用事務等実施者が本人確認の指図として通知カードの提示を受ける場合において、出生の年月日の記載のある書類の提示を受ける場合は、通知カードの氏名及び出生の年月日により確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。</p> <p>このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってれば、住民票の照像とされている通知カードの提示及び券面記載事項の変更義務は適用ではないかと、特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある通知カード等を有しているため、そのほかに全てにおいて通知カードの住所は必要とされていないと考えるが如何か。</p> <p>なお、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所等に貼る通知カードの券面記載事項の変更手続きを廃止せざるべし、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないかと判断している。</p> <p>【鎌倉市】</p> <p>提案自治体である豊田市の他、30近くの自治体が共同提案に連なっていることから、本事務が多くの住民や自治体に負担に当たっていることは明らかである。住所等を変更するための提案は各府県事務員が「通知カード」を窓口で提示し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を確認する必要がある。一方で「通知カード」の未交付率(当府は全世帯約2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを提示しない者も約2〜3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の提案内容に係る住所照合など)も住民と自治体の負担と化している。</p> <p>国の指図にある番号法の本人確認の指図は、不正を防止するために適切に行わなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に照合する必要はないのではないかと。また、個人番号を送るものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないかと。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示される場合は、別の書類を提示することと確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないかと。例えば、住民が住所等変更した場合は必要に応じて転入届出の際に自治体の統合検索で最新の住所・氏名・個人番号が記載されている「個人番号通知」(A4判改ざん防止様式もしくはコンビニ二枚用で導入している)を交付する方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更確認を行わずに、番号法の本人確認指図が案内に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更確認事務を廃止するよう望む。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○ 第1次セアリングにおいて、総務省から、本人確認の指図として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の指図を提示していない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの判断の発生が予想される。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、原則は通知カードに係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用は可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと。</p> <p>○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと。また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の通知事務による職員の負担とそれに伴う持ち時間増大による住民サービスの低下、確認を受けるための実行に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと。これらの点について、関係府県において緊急に検討いただきたい。</p>	
<p>業務推進支援対策、とりわけ個別計画の作成が進展の遅延とわっているが、本人の同意を得ることが難しく、全体的に条例を制定している自治体が少ない中、その取組は進んでいない。「避難行動要支援者」情報については住所や電話番号、避難支援を必要とする単身者であり、個人情報保護に強く配慮する必要があることから、外部提供について同意しない住民が多いのではないかと考えられたため、条例を制定している市町村で初めて個人番号の住所等変更するのではなく、本人が希望などの理由で出ない限り、各簿査査や外部提供をする形で対応しており、全ての要支援者の避難支援には繋がっていないと聞いている。</p> <p>こうした状況において、市町村が防災活動自ら担い進めていくためには、災害対策の国の統一した取組として災害対策基本法に規定することで、取組の促進、効果的な活用や迅速な支援活動が期待できると考えている。</p> <p>以上のことから、条例は可能ではあるが、国の施策として、災害対策法への規定を要望するもの。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>個人情報保護やプライバシー保護の点で留意が必要。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
食育推進については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承認しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。						
被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべきであると考える。				【全国知事会】 手取り方式による検討を求める。		
食育推進では、被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということでは、復興対策推進委員会の関係として、「関係地方共同体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべきと考える。				【全国知事会】 手取り方式による検討を求めるが、被災地地方共同体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっているが、事業関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
南海トラフ地帯等により広域的に被害が発生した場合、地域全体の長期的なあり方を考える上、広域連携が必要となるが、現行法上、広域にわたる市町村間の連携が確保されていない。関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域連携機能強化による広域連携に関する組織的関係構築が重要である。関西全体の復興方針を策定することに、十分な意味があると考える。				【全国知事会】 手取り方式による検討を求める。 なお、所管府県からの回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災地連府県が指定する推進連携策方針に、広域連合を構築する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
この事業のプログラムは、「食育」のみに限らずに食育の見える事業も組み込んでいるが、食育推進に関する事業は、食育推進を軸としており、調理中の様子だけでなく、食料や食べ方など様々な面で「食育」を推進している。 調理士や調理師の育成については、業界との関係により、オーダーメニュー場による積極的な指導も可能である。 調理士や調理師の育成については、業界との関係により、オーダーメニュー場による積極的な指導も可能である。 調理士や調理師の育成については、業界との関係により、オーダーメニュー場による積極的な指導も可能である。 調理士や調理師の育成については、業界との関係により、オーダーメニュー場による積極的な指導も可能である。		【いわき市】 〇本市における事例として、とある民間給食施設はH12から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内14幼稚園等に年間約19万食を提供している。このような大量の食料の提供を行う3年においても、1,000人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもろもろであるが、食料、水等にも配慮した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たされていると評価できる。 〇本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部購入先としては認められない状況では、調理士等の幼稚園内や小規模保育事業を実施する場合に、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に調理士を派遣していても)自園調理士に頼りたてて調理士を派遣するといった準備を委託して調理する。場合によっては新たに施設整備を行い調理士を派遣するといった準備に備えたいとの意向があるが、それハードルとなっており、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。 〇食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、給・外部購入先に民間給食施設が加わることができないと一併に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性や欠点の点と見做される。 〇このため、どういった場合であれば外部購入先として民間給食施設が指定できるのか(仮に指定できない場合はどういった場合か)、本格的な食育の一の推進を促す観点から、地域の事情に応じ各自治体で一定の数量の下で判断できる制度の構築を希望するものである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。 なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。 〇現行で認められている連携施設等からの外部購入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何が、具体的に明示していただきたい。 〇ヒアリングの場において、調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい旨の説明があったが、家庭的保育事業は、給育と異なり、家庭的保育者の対応等において食育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部購入の方が安全と考える場合も考えられるのではないか。 〇連携施設等からの外部購入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、購入施設として認めることは可能ではないか。		

